

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）に係る面談
2. 日時：令和2年12月23日（水）13時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
宇野課長補佐、横山係長、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、11月17日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 既認可の内容をそのまま引き継ぐ部分は資料中【既認可】とした。
 - 現在、使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第二／第三施設）に一時保管されている廃棄物収納用の高性能容器（以下「HIC」という。）は、保管容量：4,192基、保管数量：3,664基、空き容量：528基となっている。また、今後のHIC発生量は、10基／月程度を想定している。
 - 変更後の敷地境界線量評価については、線量の変動要因であるKURION等格納用ボックスカルバートの削減及びHIC増設並びに実績に基づきHIC放射線を3/4に見直したことによるそれぞれの影響が分かるよう、項目を分けて記載した。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下について指摘を行った。
 - 今回の申請による変更後も「不活性雰囲気維持」と「作業員の被ばく線量の管理等」については既認可と同様の措置をとることだが、その妥当性を説明すること。
 - ボックスカルバート表面線量評価値及び低線量HIC閾値（高線量／低線量の境界値）の見直し後の評価用線量について、現行の評価値の3/4とした根拠を過去の線量測定実績を踏まえて説明すること。
 - また、線量評価モデルに関し、従来から想定条件として高線量HICが発生した場合を考慮しているが、実績値を踏まえた変更後の評価モデルにおいても従来と同じ想定値を踏襲することについて、今後発生する高線量HICの予想線量、予想発生数、及びその想定保管場所の考え方を説明すること。

6. その他

資料：使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更に係る実施計画変更認可申請について（補足説明資料）